

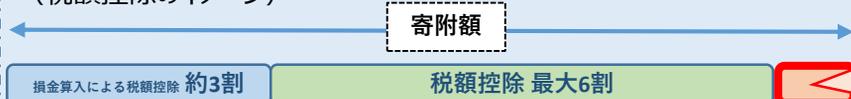
対馬市 企業版ふるさと納税

～対馬市の地方創生をご支援ください～

企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税は、国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対して、企業様が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除を受けられる仕組みです。従来の損金算入による効果と合わせ、**最大で寄附額の9割の軽減効果が得られます。**

(税額控除のイメージ)



企業様の負担
約1割!!

法人住民税：寄附額の4割控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

法人税：法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額。
但し、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）

法人事業税：寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

※企業様の財政状況により、税軽減効果は異なります。

※制度の詳細については内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

企業様のメリット

社会貢献
企業としてのPR効果
SDGsの推進など

対馬市との
パートナーシップ構築・強化

新たな事業展開のきっかけ
地域資源の活用など

対馬市の取り組み

本市では、企業の皆様からの寄附を「**対馬市まち・ひと・しごと創生事業**」に活用いたします。本市の取り組みに、ご賛同いただける企業様からの寄附をお待ちしております。

- 対馬ならではの雇用・なりわいを創出する事業
- 対馬の魅力・独自性を活かした交流・移住・定住を拡大する事業
- 安心して結婚・出産・子育てが出来る環境を創出する事業
- 高齢者等が健康で生きがいを感じられる環境を創り、安らぎのある地域を形成する事業

※寄附活用事業は、企業様と調整の上、決定いたします。詳細は担当までお問い合わせください。



寄附手続の流れ

事前相談

- 市担当まで「**寄附事務手続き事前確認シート**」をご提出ください。
- 寄附対象事業の選定や寄附額、寄附の時期等についてはこの段階で企業様と市にて協議します。

寄附申出

- 市担当まで「**申出書**」をご提出ください。
- 寄附額は対象事業終了後の寄附にあつては事業費の範囲内、終了前では寄附の目安額（※）の範囲内です。
※「寄附の目安額」については、対馬市まち・ひと・しごと創生推進計画をご確認ください。

決定通知

- 市にて寄附受入を決定した場合、「**受入決定通知書**」にて企業様に通知いたします。
- 併せて寄附金の払込依頼書等を送付いたします。

寄附受入

- 寄附の受入後、企業様に「**受領証**」を送付いたします。
- 受領証は、税申告の際に必要になりますので大切に保管してください。

実績報告

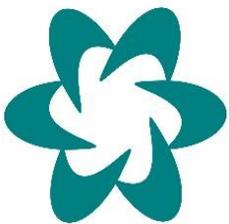
- 事業の終了後30日以内に、市から企業様に寄附対象事業の「**実績報告書**」を送付いたします。
- 対象事業終了後の寄附にあつては、寄附金受領後30日以内に「**実績報告書**」を送付いたします。

実績公表

- 市ホームページ等にて寄附をいただいた企業様、寄附額等について公開いたします。
- 公開時期等についてご要望等があれば、事前相談の際にご相談ください。

留意事項

- **本社が長崎県対馬市外にあり、税申告を「青色申告書」にて行っている法人**です。
- **1回あたり10万円以上**の寄附が対象です。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な見返りを受け取ることは禁止されています。
- 寄附をいただいた企業様については市HP等で公表いたします。（了承いただいた場合のみ）
- 寄附をご検討の企業様におかれましては、担当者までお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

〒817-8510

長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市まの力創生課(担当：内山)

T E L : 0920-53-6111

F A X : 0920-53-6112

MAIL : miraisousei@city-tsushima.jp 詳しくは市HPにて

